

資料 2

イメージ

※この原案は、社会保険事業運営評議会(H18.11.9)で公表した様式案に対して、これまでに寄せられた意見等を反映させたものであり、今後この原案に対する庁内の意見等を集約する。

全年齢共通

ねんきん定期便

平成 年 月 日時点のあなたの年金情報をお知らせします。

様

差出人

社会保険庁
社会保険業務センター
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3-5-24

氏名

様

基礎年金番号

1 年金見込額(基礎年金・厚生年金合計)

円(年額)

円(月額)

2 保険料納付額の目安(国民年金・厚生年金合計)

円

※ このページの上部に記載の年月日時点の情報です。

[年金見込額]

◆この年金見込額は、これまでの年金加入の実績が、^{*1}どれくらい年金額に結びついているかを実感していただくために計算した^{*2}ものです。

◆実際に年金を受給するためには25年(300月)以上の期間があることが必要です。

(国民年金は60歳まで、厚生年金は勤めている間は70歳まで加入することになります。)

※ 途中経過の年金見込額であり、今後の年金加入実績が増加することに伴い年々増加していきます。

*1 これまでの年金加入の実績について詳しくは、②ページをご覧ください。

*2 年金見込額の計算方法について詳しくは、③ページをご覧ください。

[保険料納付額の目安]

◆この保険料納付額の目安は、年金の保険料をこれまでいくら支払ったのかを実感していただくための目安として、以下の考え方で計算したものです。

① 国民年金 加入期間の当時の保険料額

② 厚生年金 加入期間の当時の標準報酬額に当時の保険料率を乗じた額(被保険者負担額)

* 保険料納付額を計算する際の前提条件や注意事項について詳しくは、リーフレットをご覧ください。

◆厚生年金の保険料は被保険者と事業主が折半して負担しています。ここでは被保険者本人が負担した額について計算しています。(事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。)

【おことわり】

社会保険庁では、将来、年金額を計算するために必要な情報として、国民年金では納付や免除の月数、厚生年金では保険料額を計算する基となる標準報酬額や月数の記録等を管理しています。そのため、「保険料納付額の目安」は、被保険者の方が実際に納付した実額とは異なる新たに計算した額となりますのでご了解ください。

これまでの年金加入の実績です

1 基礎年金

年金加入期間合計(①+②+③)

月

①第1号被保険者期間合計(国民年金の期間)

月

納付済月数	全額免除月数	3/4免除月数	半額免除月数	1/4免除月数	学特等月数
月	月	月	月	月	月

加入月数

月

付加保険料納付月数

月

②第2号被保険者期間合計(厚生年金・船員保険・共済組合等の期間)

月

③第3号被保険者期間合計(サラリーマンの被扶養配偶者等の期間)

月

[基礎年金]

- ◆加入月数から①第1号被保険者期間合計を差し引いた月数は、国民年金保険料の未納月数となります。国民年金の保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。保険料の納付がまだお済みでない期間がある場合は、お早めに納付してください。
- ◆保険料免除期間のうち10年以内の期間については、さかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。

2 厚生年金・船員保険・共済組合等

第2号被保険者期間合計(厚生年金・船員保険・共済組合等の期間)

月

厚生年金保険		船員保険		共済組合等加入月数
加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	
月 (月)	月 (月)	月	月	月

[厚生年金・船員保険・共済組合等]

- 〈加入期間〉 坑内員又は船員として加入した月数は、実際の加入月数を昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍しているため、加入月数の合計とは異なります。なお、坑内員又は船員として加入した月数がない方は加入月数と加入期間は同じです。
- 〈共済組合等加入月数〉 共済組合等から社会保険業務センターに情報提供されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。

これまでの保険料納付額の目安です

1 保険料納付額の目安(①ページでお知らせした額です。)

円

2 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)

円

3 厚生年金(第2号被保険者期間の保険料納付額)

円

※ 厚生年金保険料は、このほかに被保険者負担額と同額を事業主も負担しています。

これまでの年金加入実績に応じた年金見込額です

1 年金見込額(基礎年金・厚生年金合計) (①ページでお知らせした額です。)	■■■■■■■■■■ 円(年額)
	■■■■■■■■■■ 円(月額)

2 基礎年金額	■■■■■■■■■■ 円(年額)
---------	------------------

保険料納付済月数	■■■ 月
----------	-------

※ ②ページでお知らせした第1号被保険者期間の各月について、それぞれ、全額免除期間は月数×1/3、3/4免除期間は月数×1/2、半額免除期間は月数×2/3、1/4免除期間は月数×5/6して計算しています。

〔老齢基礎年金の計算式〕

(基礎年金額) 792,100 円	×	保険料納付済月数 ■■■ 月 480月	=	■■■■■■■■■■ 円	
				(基礎年金見込額)	
200円	×	付加保険料納付済月数 ■■■ 月	=	■■■■■■■■■■ 円	
				(付加年金見込額)	
				(基礎年金見込額合計)	
				■■■■■■■■■■ 円	

3 厚生年金額	■■■■■■■■■■ 円(年額)
---------	------------------

平成15年3月までの期間	■■■ 月(平均標準報酬月額	■■■■■■■■■■ 円
平成15年4月からの期間	■■■ 月(平均標準報酬月額	■■■■■■■■■■ 円

〔老齢厚生年金の計算式〕

平成15年3月までの期間 の平均標準報酬月額	×	生年月日に応じた 給付乗率	×	(加入月数)		
■■■■■■■■■■ 円		7.125/1,000		■■■ 月	+	
平成15年4月からの期間 の平均標準報酬月額	×	生年月日に応じた 給付乗率	×	(加入月数)		(厚生年金見込額)
■■■■■■■■■■ 円		5.481/1,000		■■■ 月	=	■■■■■■■■■■ 円

〔年金見込額〕

- ◆実際の年金額はこの年金見込額とは異なります。
この年金見込額は、これまでの年金加入実績を基に計算したもので、実際の年金額は、今後増加する年金加入実績を含めて、その時点での年金加入実績を基に計算します。
- ◆簡易な計算結果であり、配偶者の加給年金額や65歳前に受けとれる老齢厚生年金(特別支給)、法律改正による経過措置(主に既得権の保護によるもの)等には対応していません。
- ◆厚生年金基金の加入期間がある方は、老齢厚生年金の一部を厚生年金基金が国に代わって支払うこととなります。この年金見込額では、厚生年金の加入が年金見込額の増に繋がることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金加入期間とみなして計算しています。

将来の年金見込額(50歳未満の方)

ねんきん定期便の情報を利用した年金見込額の試算シート(早見表)

1 老齢基礎年金の見込額を計算します。
 今後、60歳までの期間について国民年金保険料を全期間納付、又は、厚生年金、共済組合等に加入すると仮定した場合

③ページ「2 老齢基礎年金額」欄に表示の保険料納付済月数を記入

今後、60歳までの期間(月数)を記入

月 + 月 = 保険料納付済月数(見込)
月

国民年金保険料納付済月数	25年(300月)	30年(360月)	35年(420月)	40年(480月)
年金額	495,100円	594,100円	693,100円	792,100円

※「年金額」は、平成18年度基礎年金額(満額 792,100円)を用いて、以下の式で算出しています。

$$\text{老齢基礎年金} = 792,100\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{480\text{月}(40\text{年})} \times \text{スライド調整率}$$

2 老齢厚生年金の見込額を計算します。
 今後、60歳で退職するまで(平成15年4月から)の標準報酬額の平均が、③ページ「3 老齢厚生年金額」欄に表示の平成15年4月からの標準報酬額であると仮定した場合

③ページ「3 老齢厚生年金額」欄に表示の平成15年3月までの期間の標準報酬月額及び加入月数を記入

円 × 生年月日に応じた給付乗率 × 7.125/1,000 × 月 = 円 (A)

③ページ「3 老齢厚生年金額」欄に表示の平成15年4月からの標準報酬額を記入

今後、60歳までの期間(月数)を記入

円 × 生年月日に応じた給付乗率 × 5.481/1,000 × 月 = 円 (B)

年金見込額合計 (A) + (B) = 円

【老齢厚生年金額の早見表】
 (上記の仮定による年金額以外にも、(B)の年金額についてはこの早見表をご利用下さい。)

厚生年金被保険者期間(加入月数)	10年(120月)	15年(180月)	20年(240月)	25年(300月)	30年(360月)	35年(420月)	40年(480月)
年金額の計算の基礎となる平均標準報酬額	10万円	65,800円	98,700円	131,500円	164,400円	197,300円	263,100円
	20万円	131,500円	197,300円	263,100円	328,900円	394,600円	526,200円
	30万円	197,300円	296,000円	394,600円	493,300円	591,900円	789,300円
	40万円	263,100円	394,600円	526,200円	657,700円	789,300円	1,052,400円
	50万円	328,900円	493,300円	657,700円	822,200円	986,600円	1,315,400円

※ 老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額が支給されます。

将来の年金見込額のお知らせ(50歳以上の方)
 ①ページ上部に記載の年月日の時点の加入制度の記録を60歳まで延長して計算しています。

年金を受けられる年齢		歳
厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)		円
(報酬比例部分)		円

年金を受けられる年齢		歳
厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)		円
(報酬比例部分)		円
(定額部分)		円

年金を受けられる年齢		歳
厚生年金		円
(報酬比例部分)		円
(経過的加算部分)		円
基礎年金(老齢基礎年金)		円
合計年金額(基礎年金・厚生年金合計)		円(年額)

実際の年金額は、この試算結果と異なる場合があります。

- [年金見込額]
- ◆ 厚生年金の加入期間は12ヶ月以上ある方には、60歳から64歳までの間、特別支給の老齢厚生年金が受けられます。厚生年金に加入している方は、60歳まで厚生年金の加入期間を延長して計算しますが、今後、厚生年金の加入期間が12ヶ月を満たす前に退職した場合には、このお知らせと異なり特別支給の老齢厚生年金は支給されませんのでご注意ください。(65歳から老齢厚生年金が支給されます。)
 - ◆ この年金見込額では、加給年金額については除いています。加給年金額とは、厚生年金の加入期間が20年以上あり、65歳未満の配偶者がいる場合等に加算される額のことです。
 - ◆ 特別支給の老齢厚生年金の額のうち、定額部分が受けられる年齢は性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。
 - ◆ 65歳からは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となります。定額部分の額のほうが厚生年金の加入期間に基づく高齢基礎年金の額よりも高い額の場合は、その差額が経過的加算として加算されます。
 - ◆ 厚生年金基金の加入期間のある方の年金見込額については、③ページでお知らせしている年金見込額と異なり、加入していた厚生年金基金又は企業年金連合会(旧名称・厚生年金基金連合会)から支払われる分を除いています。(実際に国から支払われる年金額により近い形での計算方法としています。)
 - ◆ 国民年金の付加保険料を納付した月がある方は、老齢基礎年金の見込額に「付加年金」の額を含めてお知らせしています。

※ このページは、特定年齢(35歳、45歳及び58歳)の方に、①～④ページに加えて送付する、年金加入履歴のお知らせです。

特定年齢
(35歳、45歳、58歳)

35歳になられる方への年金加入履歴のお知らせ

番号	①制度	②現在までに加入の事業所名称、 加入年金制度又は共済組合名等	③資格取得年月日	④資格喪失年月日	⑤加入月数
⑥備考欄					